

令和7年度
福島町議会
定例会12月第2回会議

令和7年12月16日(火)

諸般の報告
(第1号)

福島町議会

1 提出された案件

(1) 町長提出案件

- 議案第40号 福島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第41号 福島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
議案第42号 福島町道の駅管理条例
議案第43号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第44号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第45号 福島町グラスポート管理条例の一部を改正する条例
議案第46号 第6次福島町総合計画の変更について
議案第47号 財産（テント式パーテーション）の取得について
議案第48号 財産処分の議決変更について
議案第49号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第8号）
議案第50号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第51号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第2号）
議案第52号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第9号）

2 町長・その他の執行機関から通知のあった説明員

町長	鳴海 清春	副町長	小鹿 一彦
総務課長	小鹿 浩二	企画課長	村田 洋臣
産業課長	福原 貴之	<small>町民課長兼岩間支所長兼認定こども園福島保育所園長</small>	深山 肇
町民課参事兼会計管理者	古一 直喜	福祉課長	佐藤 和利
建設課長	紙谷 一	福祉センター次長	(石川 秀二)
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石川 秀二
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田 重美
監査委員補助職員	(鍋谷 浩行)		

3 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	議事係長	山下 貴義
主任	角谷 里紗		

4 監査報告

- 12月4日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。(浄化槽事業会計)
12月9日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。
(一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険診療所特別会計、水道事業会計)

5 常任委員会の調査報告

- 12月8日 経済福祉常任委員会から所管事務調査の報告があった。

6 休会中の所管事務調査の申し出

- 12月1日 総務教育常任委員会から休会中の所管事務調査等の申し出があった。
- 12月1日 経済福祉常任委員会から休会中の所管事務調査等の申し出があった。
- 12月1日 広報広聴常任委員会から休会中の所管事務調査等の申し出があった。
- 12月1日 議会運営委員会から休会中の所管事務調査等の申し出があった。

7 一部事務組合の報告

- 12月8日 木村隆議員から令和7年度渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の報告があった。

8 議会に関連した諸行事（令和7年度福島町議会定例会12月会議後、本日まで）

- 12月1日 総務教育常任委員会（12月第2回会議後の所管事務調査）
- 〃日 経済福祉常任委員会（岩部クルーズ、12月第2回会議後の所管事務調査）
- 〃日 議会運営委員会（12月会議の反省・議会だより）
- 〃日 広報・広聴常任委員会総務教育部会（福島町少年体育連盟との懇談会）
- 5日 渡島西部広域事務組合議会第3回定例会（議長、関係議員）
- 8日 正副議長議案説明（定例会12月第2回会議議案説明）
- 〃日 定例会12月第2回会議一般質問通告
- 〃日 議会運営委員会（定例会12月第2回会議の運営）
- 11日 経済福祉常任委員会意見書手交（有害鳥獣、道の駅、岩部クルーズ）
- 12日 議会改革調査特別委員会（全議員）
- 〃日 議員勉強会（全議員）
- 〃日 青少年の主張大会（議長ほか）

8 議会に提出された要望書等

- 12月8日 福島町社会福祉協議会から要望書の提出があった。

常任委員会の調査報告

令和7年9月16日開催の令和7年度定例会9月会議で決定した休会中の所管事務調査について、次のとおり結果報告書の提出があったので、これを報告する。

令和7年12月16日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

1 経済福祉常任委員会

- ・調査事件 2 有害鳥獣対策の現状について
- ・調査事件 10 道の駅への指定管理者制度導入について
- ・調査事件 11 岩部クルーズ運航事業の状況と今後の方針について

福 議 委 号
令和 7 年 1 2 月 8 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

所管事務調査報告書の提出について

令和 7 年 9 月 16 日福島町議会定例会 9 月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 148 条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	2 有害鳥獣対策の現状について	10 道の駅への指定管理者制度導入について
調査期間	令和 7 年 1 1 月 2 1 日	
出席委員	委員長 佐藤 孝男 委員 平沼 昌平 委員 溝部 幸基	副委員長 小鹿 昭義 委員 平野 隆雄
委員外議員	議員 杉村 志朗	議員 熊野 茂夫
出席説明員	町 長 鳴海 清春 副町長 小鹿 一彦 産業課長 福原 貴之 産業課長補佐 中村 伸也 農林係長 佐藤 知幸	町 長 鳴海 清春 副町長 小鹿 一彦 産業課長 福原 貴之 産業課長補佐 中村 伸也
議会事務局職員	事務局長 鍋谷 浩行 主任 角谷 里紗	係 長 山下 貴義

[委員会意見]

調査事件 2 有害鳥獣対策の現状について（令和 7 年 11 月 21 日調査）

町内では、ヒグマやエゾシカの個体数が増加しており、町では年間を通じて捕獲活動を実施しているが、7 月には町民が市街地でヒグマに襲われ亡くなる事故が発生し、それ以降、市街地においてヒグマの目撃情報も多く寄せられ、「ヒグマ警報・注意報」が発令されるなど、町民の日常生活に支障が出る事態となっている。

町より、有害鳥獣対策の現状とヒグマによる人身事故の検証内容について、資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

【論点とした調査項目・意見】

町より示された有害鳥獣対策の現状については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1 有害鳥獣への対策について

（1）ハンターへの支援等について

現在、クマに対応できるハンターが実質 1 人の状況では負担が大きく、ハンターを増やす方策を考えていく必要があると思慮する。取り組みとして、ハンターが使用する猟銃について精度も上がり高額になってきているので、購入費用支援等も検討されたい。ハンターの負担軽減のためには、赤外線カメラを搭載したドローンやカメラによる監視など ICT 技術の活用が有効と考えられるので、ハンターと協議し導入に向けて検討されたい。

（2）町民への情報提供・危機意識向上に向けた注意喚起

全国的に熊が市街地に出没している状況が報道されており、危機意識向上に向けた注意喚起を町民に徹底するため、平時から防災無線や SNS、ポスターやチラシなどあらゆる手段で周知する必要があると思慮するので検討されたい。

今回の被害事例はごみを収集日に出すといった基本的なルールが守られていなかったことが要因の一つであるし、国道縁に捨てられているコンビニ袋に入ったごみなども誘因と考えられるので、近隣町と協力して対策を執ることを検討する必要があると思慮する。

2 減容化処理施設の運用について

令和6年度から稼働を始めた減容化処理施設については、木古内町を除く3町が施設を利用しているが、施設の維持管理費に対して他町から持ち込まれる個体の処理料が適正とは思われないので、処理料の引き上げを検討する必要があると思慮する。

西部四町のエゾシカの増加に加えヒグマも増え駆除数が増加し、施設の処理能力を超える事態が発生する状況にあり、単町での運用には限界があるので、施設の運用について装置の増設も含め、広域管理に向け協議する必要があると思慮する。

[委員会意見]

調査事件 10 道の駅への指定管理者制度導入について(令和7年11月21日調査)

町では「道の駅」の管理運営を令和6年度から「福島町まちづくり工房」へ委託しており、その結果、来場者数の増加実績を受け、令和8年度より指定管理者制度へ移行するための準備を現在進めているとのことであり、町より「道の駅」を指定管理者制度に移行する基本的な考え方について、資料が示されたことから、内容を調査したので、調査結果を次のとおり報告する。

【論点とした調査項目・意見】

町より示された指定管理者制度への移行にあたっての基本的な考え方については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1 指定管理者制度の導入について

道の駅に指定管理者制度を導入するにあたって、道の駅への入込数の推移や物販事業における販売額の捉え方など、現状を的確に把握されていないことを指摘する。実際の入込数はそれほど伸びていないことが懸念され、今後、指定管理者となるまちづくり工房の運営にも影響が出ることが懸念されるので、物販の売り上げ、損益収支の捉え方等については留意されたい。

道の駅における物販事業はまちづくり工房の大きなインセンティブになると考えるが、まちづくり工房がこれまでに受けている指定管理事業と合わせて考えると、他の指定管理業務が足かせとなり全体として工房のインセンティブにならないことも危惧されるので、町としても適切なバックアップが必要と思慮する。

これまで福島町特産品センターの管理を担っていた水産加工組合へのサポートについても考慮されることを望む。

福 議 委 号
令和 7 年 1 2 月 8 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

所管事務調査報告書の提出について

令和 7 年 9 月 16 日福島町議会定例会 9 月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 148 条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	11 岩部クルーズ運航事業の状況と今後の方針について
調査期間	令和 7 年 1 2 月 1 日
出席委員	委員長 佐藤 孝男 副委員長 小鹿 昭義 委員 平沼 昌平 委員 平野 隆雄 委員 溝部 幸基
委員外議員	議員 熊野 茂夫
出席説明員	町 長 鳴海 清春 副町長 小鹿 一彦 産業課長 福原 貴之 産業課長補佐 中村 伸也
議会事務局職員	事務局長 鍋谷 浩行 係 長 山下 貴義 主任 角谷 里紗

[委員会意見]

調査事件 11 岩部クルーズ運航事業の状況と今後の方針について

(令和7年12月1日調査)

岩部クルーズ運航事業については、令和4年度から指定管理者制度を導入し、一般社団法人福島町まちづくり工房が運航主体となって事業を行っており、10月13日には今年の運航業務を終えております。

町より、令和7年度の岩部クルーズ運航事業の状況等について資料が示されたことから、その内容を調査したので、調査結果を報告する。

【論点とした調査項目・意見】

町から示された「岩部クルーズ運航事業の状況と今後の方針について」は一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1 岩部クルーズ運航事業について

令和7年度の出航率が、これまでの平均を大きく下回った点については、天候に左右される事業であり、安全を考慮した結果として理解できるが、道外からの乗船者が多いとのことから悪天候で出航できなくなった場合に何らかの対応をしなければ利用者が離れていくことが予想される。青の洞窟に至る運行コースの海の特徴は、早朝・夕方に波が比較的穏やかになることから、その時間帯に出航するコースを設定することも有効と思慮する。

そのためにも、町内の青少年交流センターや民宿など滞在できる施設への対応を町として検討することも必要と思慮する。

2 関係条例の改正について

利用料見直し関係条例の改正については、これまでコース等で規定していた利用料を指定管理者が自由に料金を設定できるよう別表を削除し、利用料の上限のみ規定する内容としたのは、指定管理者の指標がなくなり困惑することを懸念するが、内規等で対応するとの説明であり、運行する「まちづくり工房」の主体的な裁量を期待する。

3 総括意見

岩部クルーズ運航事業を始めとした町内の観光振興については、まちづくり工房に期待するところが大きいですが、現状として負担を掛け過ぎていることを懸念する。経費面などで工房の自立性を抑制すべきではなく、適切なインセンティブの設定や広告費等必要経費の負担など、町としてしっかりバックアップして行く必要があると思慮するので考慮されたい。

休会中の所管事務調査の申し出

各常任委員会等から、休会中の所管事務調査等の通知があったので報告する。

令和7年12月16日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

常任委員会名	調査事件名
総務教育常任委員会	調査事件6 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について 調査事件7 町立学校の今後の在り方について 調査事件8 その他所管に関する事項について
経済福祉常任委員会	調査事件12 国民健康保険事業の運営について 調査事件13 町内介護事業の現状について 調査事件14 町立診療所の経営について 調査事件15 木質チップの活用状況について 調査事件16 その他所管に関する事項について
広報広聴常任委員会	調査事件1 その他所管に関する事項について
議会運営委員会	地方自治法第109条第3項に規定する事項 1 議会の運営に関する事項 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3 議長の諮問に関する事項

渡島西部広域事務組合議会の報告

渡島西部広域事務組合議会より、12月5日開催の令和7年第3回定例会の報告があったので、下記のとおり報告する。

令和7年12月16日提出

福島町議会議長 溝部 幸基

記

令和7年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の 結果について (報告)

令和7年12月8日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

渡島西部広域事務組合議会議員
報告者 木村 隆

令和7年12月5日に開催された、令和7年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の結果を報告します。

1 定例会の内容について

第3回定例会では、専決処分した事件の承認ほか、条例の一部改正や令和7年度補正予算の計4件の議案審議が行われました。

2 審議した議案の内容

件 名	内 容
承認第1号 専決処分した事件の承認について 【原案承認】	・人事院勧告に基づき、給料表、通勤手当、宿日直手当、期末・勤勉手当の改正。 ・公布の日から施行。ただし、第2条規定は令和8年4月1日から施行。
議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 【原案可決】	・緊急消防援助隊出動手当の新設 ・支給要件 ① 災害が発生した市町村への出動。 1日につき1,080円。 ② 管理者が著しく危険と認める区域での活動に従事。1日につき2,160円 施行日：令和8年4月1日から施行。

<p>議案第 2 号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【原案可決】</p>	<p>大船渡市林野火災を受け総務省消防庁より火災予防条例の一部が改正されたことによる改正。</p> <p>① 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限。(第 32 条関係)</p> <p>② 林野火災の予防(第 32 条の 8 関係)</p> <p>③ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限(第 32 条の 9 関係)</p> <p>④ 屋外催しに係る防火管理(第 51 条の 4 関係)</p> <p>⑤ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出(第 54 条関係)</p> <p>施行日：令和 8 年 1 月 1 日から施行</p>
<p>議案第 3 号 令和 7 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第 3 号)</p> <p style="text-align: right;">【原案可決】</p>	<p>扶養等の異動、共済費率の確定並びに給与の改定による増額</p> <p>補正額 4,470万5千円追加 予算総額 19億4,667万3千円</p>

※議案・関係資料は、議会事務局に保管してありますので、ご参照ください。

令和7年度

福島議会議長 溝部 幸基 様

要 望 書

社会福祉法人 福島町社会福祉協議会



福 社 協 号
令和7年12月8日

福島議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町社会福祉協議会
会長 金 谷 栄一郎



町の財政支援等に関する要望書

初冬の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より福島町社会福祉協議会の運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本会では、令和2年度から町及び町議会のご理解ご協力を頂きながら財政支援をはじめ、令和6年度より町職員の派遣など、多岐にわたるご支援を賜りながら、福祉のまちづくり推進に取り組んでいるところであります。

また、令和7年3月に「第2期福島町社会福祉協議会経営健全化計画」を策定し、更なる経営健全化を推進しているところです。

つきましては、令和8年度におきましても当町の社会福祉事業の実施と当会の経営安定化を図るため、町の財政支援等を要望いたしますとともに、介護3事業所より町に要望しております介護人材確保に向けたご支援につきましても、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 町補助金 7, 200千円
- 2 介護人材確保に向けた町制度の創設等
(R7.10.24 福島町福祉施設等連絡協議会から町に提出の要望書)

※参考資料～別紙参照

令和8年度福島町社協・町補助金要望に係る資料

1 第2期経営健全化計画について

- (1) 令和7～11年度の法人運営に係る収入は、1,360万円～1,370万円
で計画しています。【町補助、共同募金助成金、会費収入、受託金収入等】
- (2) 当計画の8ページで、この内、町補助金は、「現状の年705万円を基本とし
ますが、近年は、人件費等が上昇してきているところから、令和8年度以降は、
今後の動向によっては、若干の増額調整を相談してまいります」としています。

2 渡島管内の町支援状況と今後の展望について

- (1) 渡島管内の町社協で、各自治体から支援頂いている過去3年間の補助金の推移
を見ますと、平均で5～10%程度、前年より増額している状況にあります。
- (2) 増額している理由としましては、社会情勢の変化から人件費をはじめ物件費等
の上昇が大きくなっており、当面こうした傾向は続くものと推察されます。

3 令和8年度以降の町補助金要望について

上記の背景から令和8年度以降の町補助金は、法人運営の主担当職員に係る定期
昇給分（約2%）を増額調整して頂く方向で要望いたします。

⇒ 令和8年度 = 720万円（道戦没者追悼式参加費5万円含）

【職員の定期昇給に伴う町補助要望（案）】

No	年度	町補助金調整 (前年度×1.02)	法人補助要望案 (5万円単位)	道戦没者追悼式 参加費加算分	合計
1	R7	7,000	7,000	50	7,050
2	R8	7,140	7,150	50	7,200
3	R9	7,283	7,300	50	7,350
4	R10	7,428	7,450	50	7,500
5	R11	7,577	7,600	50	7,650

※職員の定期昇給アップ率(約2%)を反映



介護人材確保に向けた町制度の創設 及び国への訪問介護事業に係る要望書

令和7年10月24日

福島町長 鳴海清春 様

福島町福祉施設等連絡協議会
代表幹事 福島町社会福祉協
会長 金谷 栄一



秋冷の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当町の介護事業の運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、介護業界の有効求人倍率は、他業種と比較しても非常に高く、全国的な人材不足が社会問題となっているところですが、その背景として、少子高齢化をはじめ、働く環境や処遇の課題など複数の要因があると言われております。

このため、各自治体では新たに就職する介護従事者や復職する有資格者等の人材確保を図るため、新規雇用奨励金や継続就労奨励金などの支給制度を導入しており、福島管内でも、令和3年度に森町、令和6年度に函館市など、現在5市町で制度を創設しているところであります。(別紙参照)

つきましては、当町の介護事業所でも人材確保に苦慮している状況にありますので、下記のとおり人材確保に向けた制度(素案)を参考として頂きながら、町の制度創設についてご検討を賜りますようお願い申し上げます。

また、過疎地域では訪問介護に多くの移動時間を要するところですが、この移動時間が介護報酬の対象とならないことや、近年のガソリン価格高騰などの影響もあり、小規模な介護事業所では厳しい経営状況となっております。そのため、こうした地域の実態を踏まえた介護報酬の見直しをして頂くよう、町から国等へ機会を見て要請して頂きますよう併せて要望いたします。

記

1 人材確保に向けた制度(素案)

(1) 就労奨励金 5万円～15万円

(2) 対象

ア) 町内の介護事業所に新たに就労した方、又は復職した方

イ) 区分 ①週20時間以上勤務で6か月以上雇用～10万円

②上記対象で町外からの転入者～5万円加算

③月12日以上勤務(非常勤職員)で6か月以上雇用～5万円

(3) 制度開始年度 令和8年度～

※参考(令和7年10月24日現在、不足(募集)している職員)

ア) 社協 パート2名、イ) 陽光園 常勤1名、パート2名

2 国への訪問介護事業に係る要望

・訪問介護に係る「移動時間も介護報酬の対象」に見直し頂くよう要望します。

介護人材確保に係る各市町の支援状況(参考)

No	市町名	制度名	主な内容	支給額	開始日
1	函館市	介護人材等地域定着奨励金 【新規就労奨励金】	・市内事業所で初めて正規雇用かつ常勤介護職員として就労した方に奨励金を支給 ・週30時間以上で雇用期間が1年以上	・介護福祉士資格20万円 ・資格なし10万円	R6.4.1
2	函館市	介護人材等地域定着奨励金 【継続就労奨励金】	・本市又は北斗市もしくは七飯町の新規就労奨励金の支給を受けた方 ・本市内又は北斗市もしくは七飯町で初めて正規雇用かつ常勤介護職員として就労してから継続して1年を超えた方	12か月毎=10万円 (最大36か月分)	R6.4.1
3	北斗市	北斗市介護人材・障がい福祉人材就労奨励金 【新規就労奨励金】	(函館市と同様)	(函館市と同様)	R6.4.1
4	北斗市	北斗市介護人材・障がい福祉人材就労奨励金 【継続就労奨励金】	(函館市と同様)	(函館市と同様)	R6.4.1
5	七飯町	七飯町介護人材等地域定着奨励金 【新規就労奨励金】	(函館市と同様)	(函館市と同様)	R6.4.1
6	七飯町	七飯町介護人材等地域定着奨励金 【継続就労奨励金】	(函館市と同様)	(函館市と同様)	R6.4.1
7	鹿部町	鹿部町介護人材地域定着奨励金 【新規就労奨励金】	・町内事業所で初めて正規雇用かつ常勤介護職員として就労した方に奨励金を支給 ・雇用期間が1年以上	・介護福祉士資格24万円 ・資格なし12万円	R7.4.1
8	鹿部町	鹿部町介護人材地域定着奨励金 【継続就労奨励金】	・新規就労奨励金の支給を受けた方 ・同じ事業所で継続して1年を超えた方	1か月=1万5千円 (申請1回=年18万円限度) ・3年=54万円限度)	R7.4.1
9	森町	森町介護人材確保対策事業【介護職員等就労(継続)祝金事業】	・町内事業所に新規雇用された介護職員(正職員・臨時職員・パート職員等)に祝金を支給 ・3か月以上の雇用	・3か月=1万円 ・3年継続で町内者5万円、 町外在住者3万円	R3.4.1
10	北広島市	北広島市福祉人材確保対策就労支援金	・市内事業所に新規就労した方に就労支援金を支給 ・週20時間以上で6か月以上継続勤務できる方	・就職時=5万円 ・転入者=10万円加算 ・6か月継続勤務=5万円	H30.7.1
11	美瑛町	美瑛町福祉人材確保事業	・町内事業所に新規就労した方 ・週20時間以上で6か月以上継続勤務できる方	・勤続1か月=1万円 (最大10か月=10万円)	R5.9.1